

# 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース

発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄  
編集 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会広報部会  
発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方  
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局 TEL&FAX 045-751-1010



神奈川県知的障害者施設保護者会連合会主催

## 学習会報告

平成二十五年六月二日(日)午後一時から、神奈川県知的障害者施設保護者会連合会主催の学習会が海老名市文化会館で開催された。

八十名の会員が参加し「障害者総合福祉法の現状、及び、同法施行以降、地域生活の推進が利用者にと与えた影響について」というテーマで講演が行われた。

### 講師紹介

#### 又村あおい氏

平塚市役所企画部企画課勤務

(福) 全日本手をつなぐ育成会機関誌「手をつなぐ」編集委員

(社) 発達障害福祉連盟「発達障害白書」編集委員



講演は①「民主党政権下における障がい者制度改革の議論の概要」の説明があり、次に②「障がい者制度改革議論で創設・改正された法制度について」、③「これまでの法改正を含めた、障がい者総合支援法の概要について」以上3点について、お話しいただきました。

①民主党政権下における障がい者制度改革議論の概要について

民主党政権になる前の自民党政権下での障がい者制度改革議論は、福祉サービス以外の分野にも広がっており、検討がバラバラかつ非効率であった。そこで

◆障がい者自立支援法を廃止し、「制度の谷間」がなく、障害福祉サービスの利用者負担を応能負担とする「障がい者総合福祉法(仮称)」を制定すること。

◆最終的には国連の「障害者権利条約」の批准を目指し、国内法の整備を行うこと。

◆そのために内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、更にその下に下部組織として「障がい者制度改革推進会議」と「総合福祉部会、差別禁止部会」を設置して様々な課題の総合調整を行うことにした。

②障がい者制度改革議論で創設・改正された主な法制度について

◆平成二十二年十二月「障害者自立支援法の一部改正」(つなぎ法)が成立。

◆同年七月「障害者基本法」の改正が成立

◆平成二十四年六月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が成立

**結局どうなったのか**  
障害者自立支援法は廃止されず、単なる法改正にとどまった。

③障害者総合支援法について  
◆法律の目的や理念  
・障害者自立支援法は理念規定はなかったが、総合支援法では「障害者基本法を踏まえて、「共生社会の実現」「可能な限り身近な地域で支援が受けられる」などの理念規定を設ける。」

・理念規定にあわせて、法の目的について手直しをする。  
・法律の名称は、「障害者総合支援法」に改める(総合福祉法を創設するのではなく、障害者自立支援法の名称を変える)

・「制度の谷間」を埋めるといふ改正障害者基本法の趣旨を踏まえ、「難病」の人を制度対象に加える。

以下略

### 障害のある人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

#### やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内  
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426

### それで、どうなるのか

#### ◆障害程度区分

・名称を「障害支援区分」とし、知的、精神障害への配慮を規定。  
 ・知的障害や発達障害の特性に応じて区分判定が適切に行われるような配慮措置を国へ義務付けた。(現在国で進行中)

#### ◆相談支援・権利擁護

・障がいのある人の「意思決定支援」を支援事業所全体の責務として規定。(意思決定支援の研究が進められている)

・「つなぎ法」におけるサービス利用計画の対象拡大への対応が最優先(平成二十七年三月までに全員作成)。

そのためには、相談員の量(人数)と質(特性を理解した対応)が必要であり、専門性の確保をどのようにしていくのかわからない。

◆グループホーム、ケアホーム  
 ・「グループホーム」へ一元化される。

これに伴いナイトケアの質の低下が心配され、事業報酬の設定(支援員の確保)が大きな課題となっている。  
 ・家賃補助制度は月額一万円まで全国一律。  
 ・GHに一元化されても、CHのよ

うに障害程度区分に応じた事業費とすることは最低限不可欠である。

#### ◆地域生活支援事業の拡充

・障がいのある人への地域理解を深めるための研修・啓発などが想定される。

・障がい当事者団体やボランティア団体などが自主的に行う活動や事業に対する支援(財政的支援、広報周知など)が想定される。

#### ◆地域生活の基盤整備

・障がい福祉計画に地域の潜在ニーズを織り込むことやPDC Aサイクルにすることを規定している。

※PDC Aサイクルとは、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(反省)を繰り返しながら向上していくこと。

### 今後に向けて

#### ◆三年後の検討課題

①常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動支援、障害者の就労支援、その他の障がい福祉サービスのあり方

②障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方

③障害者の意思決定支援のあり方

方、障害福祉サービス利用の観点からの成年後見人制度の利用促進のあり方

④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方

⑤精神障害者及び高齢の障害者に対する支援のあり方。

これらの他、衆参両議院での「付帯決議」があり、附則に準じた扱いとされている。

・主な決議事項は「グループホームや小規模入所を含めた、地域での居住支援」「難病者に対する総合的な支援法制度」「精神障がいのある人の総合支援体制」「成年後見制度の活用」「一般就労の促進に向けた職場定着」「常時介護を要する人への適切なサービス支給決定」など

### 入所施設、地域移行は、どうなるのか

◆つなぎ法、総合支援法において入所施設の位置づけには変化なし。

◆既存タイプの入所施設の新規整備は事実上凍結。

◆現在認められているのは、通所施設とGHのみ

◆今後は、相談支援の「地域移行相談」の実現性と、総合支援法の付帯決議にある「小規模入所施設」のあり方が大きなポイントとなる。

### 変わるもの、変わらないもの

◆本人の意思決定支援も重要な視点となる。

#### ◆変わる制度

措置↓支援費↓障害者自立支援法↓総合支援法  
 ◆変わらない支援  
 本人に寄り添った支援、地域生活支援の拡充など

### 質疑応答

Q：相談支援事業の抱える問題点について。

A：相談員の資格要件は、実務経験を重視している。平成27年度末まで(今後一年半の間)に入所六十万人のサービス等利用計画を作成することが最優先課題であるが、相談員の数と質の確保が難しいため、「相談支援専門員」の養成も同時に行われている。(相談支援専門員は三日間の研修により免状を授与される)

国は、サービス支援計画について、施設内部の相談員が作成



すると、個別支援計画との違いが認めにくくなるので、外部の相談員に作成を依頼する方が望ましいとしている。

しかし、現在の相談員の数では、入所、通所、居宅を合わせ100万人以上のサービス利用計画の作成は無理。

今は、体系の整備を優先しなければならぬ難しい状況にあり、同じ法人の中で、指導員兼相談員によるサービス利用計画作成もやむをえない。

Q：利用者負担に関わる本人の預貯金限度額(300万円等)について  
 A：利用者負担は、本人の収入によって判定される。預貯金の金額は、考慮されない。  
 以上